

「ふぐの処理等の規制に関する条例」(案)に対する県民意見募集の結果

1 実施機関と結果

- (1) 意見募集の期間 令和3年6月28日(月)～令和3年7月28日(水)
(2) 募集方法 広島県ホームページ及び各保健所(支所)等での閲覧
(3) 意見の件数 1件(1名)

2 意見等の概要と県の考え方

意見(概要)	対応(概要)
既存ふぐ処理者に対する経過措置について、2年の経過措置の根拠を示すとともに、既存ふぐ処理者に不利益が出ないように、適切な期間の設定と周知を望む。	当県における既存ふぐ処理者の経過措置2年という長さについては、以下の理由により妥当であると考えております。今後、条例施行の際には、既存ふぐ処理者の方に不利益が出ないように、新制度の周知徹底を図っていきます。 ①新制度への移行にあたり、既存ふぐ処理者に講習会の受講を科す自治体もあるが、経過措置期間は3年である場合が多いこと。 ②本県の場合、既存ふぐ処理者が経過措置期間後もふぐ処理をするのに必要な手続きが、免許の申請のみであり、講習会の受講など、長期間の準備が必要でないこと。 ③既存ふぐ処理者に対しては、既存ふぐ処理施設への個別の通知、HP等への掲載により、十分に新制度の内容が周知されると考えられること。

※既存ふぐ処理者

本条例の施行前にふぐの処理の業務に従事している者。本条例施行日から2年を経過する日までは、引き続きふぐ処理を行うことが可能

※既存ふぐ処理施設

この条例の施行前にふぐ処理営業を行っている施設